

一般社団法人大阪エヴェッサスポーツクラブ賛助会員規約

－会員憲章－

私たちは、一般社団法人大阪エヴェッサスポーツクラブの会員として、
大阪のスポーツの発展のために貢献することを誓います

<第1章 総則>

第1条（本会員規約の範囲）

1. 本規約は、一般社団法人大阪エヴェッサスポーツクラブ(以下、本クラブという)の定款第5条に定める賛助会員(以下、会員という)となった個人または団体に適用される。

第2条（会員）

1. 本クラブの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上会員制度への入会を申し込み、本クラブが承認したものを会員とする。
2. 本規約にいう会員とは、本社団法人の定款第5条に定める賛助会員のことであり、本クラブの会員憲章・目的に協力するもので、別途定める会費を納める個人または団体をいう。

<第2章 入会申し込みと契約>

第3条（申し込み）

1. 入会を希望する者は、本クラブ指定の入会申込書に必要事項を記入の上、本クラブに提出し、入会を申し込むものとする。

第4条（入会申し込みの不承認）

1. 以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがある。
 - ① 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
 - ② 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
 - ③ 過去に本クラブから会員資格を取り消されたことがある場合
 - ④ 反社会的勢力や団体またはその関係者である場合
 - ⑤ その他、本クラブが会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第5条（会費）

1. 会費は年会費制とし、入会申込時および第7条に定める会員資格の更新時まで、一括で支払うものとする。
2. 入会金は、定めがあるものについては、入会時に一括で支払うものとする。
3. 入会金および会費は、以下に定めるとおりとする。

一般賛助会員	チーム会員	入会金	1万円	年会費1万円
	指導者会員	入会金	1万円	年会費2万円
	サポート会員	入会金	5千円	年会費5千円
法人賛助会員		入会金	なし	年会費10万円/1口

第6条（会費等の払い戻し）

1. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第7条(有効期間)

1. 本規約に基づく会員契約期間は、会費を納入した日より1年間とする。
2. 期間満了日の1ヶ月前までに、会員または本クラブから相手方に対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第8条（変更の届出）

1. 会員は、その名称、住所、連絡先等、本クラブへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 会員が第1項の変更手続きをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本クラブはその責任を一切負わないものとする。

第9条（退会）

1. 会員は、本クラブ所定の手続きにより、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本クラブに対する支払いを免れないものとする。

第10条（会員資格の取り消し）

1. 本クラブは、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとする。
 - ① 成年被後見人または被保佐人になったとき
 - ② 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、または解散したとき
 - ③ 定期に会費を納入せず、本クラブによる会費の納入に関する督促が3回に達したとき
 - ④ 本クラブの総正会員の同意があったとき
 - ⑤ 本クラブが管理を受託している知的財産または技術（文章図書等および電磁的方法によって指示されるもの、機械器具類を含む）を、寄託者または原権利者、本クラブの承諾なくして他の者に再実施させたとき
 - ⑥ 本規約または、その他本クラブが定める規定に違反した場合
 - ⑦ 本クラブの名誉を毀損し、または本クラブの目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき
 - ⑧ その他、本クラブが会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

<第3章 サービス>

第11条（サービスの利用）

1. 会員は、本クラブの行う以下のサービスを優先的に利用することができる。
 - ① 会報誌(不定期)のメール受信
 - ② 本クラブが主催するスポーツ教室、スポーツ大会、セミナー、講演会、普及活動などへの優先的な参加

- ③ bj リーグ大阪エヴェッサ開催の試合等の入場チケットの優先的な会員価格での購入
2. 前項②において、予定の会員数を超えた場合は、抽選等により参加者を決定することがある。

<第4章 著作権および商標等>

第12条（著作権）

1. サービスによって提供される情報の著作権は本クラブに属する。
2. 会員は、サービスによって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することができないものとする。

第13条（商号および商標等の利用）

1. 本クラブが定めた商号および商標等を利用する場合は、事前に本クラブの承認を得る必要がある。
2. 商号および商標等の利用について、利用頻度、用途に応じて一定の利用料を徴収することがある。

<第5章 本会員規約の追加・変更>

第14条（規約の追加・変更）

1. 本クラブは、この規約を予告なく追加・変更することがある。追加・変更後の規約が本クラブホームページ等で閲覧可能となった時点から効力を有するものとする。

<第6章 免責および損害賠償>

第15条（免責および損害賠償）

1. 会員は、本クラブの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本クラブは一切責任を負わないものとする。
2. 万一、本クラブが会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本クラブは間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
3. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

付則

本会員規約は、平成23年8月22日より施行する。

一般社団法人大阪エヴェッサスポーツクラブ